

指導医療官(医科担当)の募集

～育児や介護との両立がしやすい勤務条件となっています～

厚生労働省東海北陸厚生局では、病院・診療所の診療報酬の請求の内容について、医学上の専門的見地から、指導・監査を行う**医師**を募集しています。

【指導医療官の主な業務内容】

- 新規に登録した病院の勤務医や、新規に開業した医療機関に対する保険診療の仕組み等の指導・助言
- 個別の保険医療機関に対する診療内容やレセプトの指導等
- 診療内容に疑義が生じた場合の指導・監査 等

採用の条件等

- 医師免許を有する者で、5年以上の臨床経験を有し、保険医の登録がある者

(定年67歳後、最長3年間(70歳となる年度末まで)の勤務延長が可能)^(注)

(注) 令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳となります。また、令和13年度以降は、最長で73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性あります。

- 給与：人事院規則等に基づき、経歴等を勘案して決定

- 勤務時間：原則、8時30分～17時15分 常勤

(休日：土、日、祝日及び年末年始。ほか、各種年休(15分単位での取得も可能。)、フレックスタイム制、育児短時間勤務等あり)

- 勤務先：東海北陸厚生局本局(名古屋市)、石川事務所(金沢市)、岐阜事務所(岐阜市)、三重事務所(津市)

- 兼業：臨床技術の維持等のために、条件付きで保険医療機関での診療行為の有報酬兼業が可能



詳しくは、下記まで
お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎1号館6階
☎052-228-6192 管理課



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省東海北陸厚生局